

論文の内容の要旨

論文題目 『古事記』における〈古〉の世界

氏名 谷 和樹

本論文は、特に『古事記』において多数存在する細字二行割注（以下、これを注記と呼ぶ）に注目し、その分析をきっかけとして、『古事記』のテキストとしての構造を明らかにすることを目指すものである。

従来の『古事記』研究においては、西郷信綱や神野志隆光らが切り拓いた作品論的研究が一つの大きな流れとなっている。従来の歴史学や神話学、文学研究に対して、これらは有効な批判たり得たと言えよう。しかしながら、従来の『古事記』研究においては、『古事記』中に多数存在する注記については、十分に注意が向けられてこなかった。注記の中には、『古事記』下巻・允恭天皇条における「此王子所作之矢者、即今時之矢者也（此の王子の作れる矢は、即ち今時の矢ぞ）」という例のように、物語において語られる出来事や事柄に対し、「今」の立場から解説を加えていると明確に認められるものが存在する。本論文ではその点に着目し、『古事記』が注記など、「今」の立場からの解説記事を持つことによって、〈古〉—「今」という構造（『古事記』中において「古」という語は用いられていない点を考慮し、ここでは〈古〉と表記する）を含みつつ成り立っているのであり、それなしに『古事記』は成立し得ないのだということを論証する。

それでは、以下に本論文の構成と概要を述べる。本論文は序論と第1章から第6章までの各章、そして「おわりに」によって構成される。まず序論「『古事記』というテキストをどう捉えるか」では、『古事記』理解の上で、注記に目を向けつつ、〈古〉—「今」という構造を正しく捉えることが必要であることを確認する。『古事記』の注記については、従来はその形態的差異に応じた分類ばかりに関心が向けられ、その機能については十分に論じられてこなかった。そうした中で、小松英雄『国語史学基礎論』（笠間書院、1973年1月初版、2006年簡装版）は、それまで個別的に論じられてきた注記を包括的に論じた業績として注目される。また、神野志隆光『古事記の達成 その論理と方法』（東京大学出版会、1983年9月初版、2007年12月第2刷）は、注記を単に形態的に分類するだけでなく、その中での機能的差異を明らかにした業績として重要な業績である。

しかし、小松論、神野志論の問題は、『古事記』において語られる〈古〉の出来事や事柄に対して、「今」の立場から解説を施すものが、注記以外にも存在するということが目向けられていない点にある。本文の形式を採りながらも、「今」の立場から物語に介入しつつ解説を行う記事が『古事記』中に多数存在することは、梅沢伊勢三『記紀批判』（創文社、1962年5月）や西宮一民「古事記上巻文脈論」（『國語と國文学』53—5、1976年5月）などが指摘するところであり、こうした記事をも視野に入れた『古事記』のテキスト分析が求められるのである。近年、上述した『古事記』のテキストとしての構造に目を向けた業績として、植田麦『古代日本神話の物語論的研究』（和泉書院、2013年4月）や、吉野政治「古事記の地の文のイマ（今）について」（『古事記年報』49、2007年1月）が公にされたが、両者の問題提起を正当に受け止めつつも、それらにおいてもなお、注記以外の「今」からの解説記事に十分な注意が払われていない点は、批判せねばならない。本論文は、梅沢前掲書や西宮論文が指摘する、本文形式でありながらも「今」の側から解説を行う記事をも含めた、『古事記』のテキスト全体の包括的理解を目指す。

第1章「氏祖注から見る『古事記』の構造」では、まず、『古事記』を成り立たせている時間秩序がどのようなものであるのかということを確認する。『古事記』は、編年体によって時系列順に出来事や事柄を叙述する『日本書紀』とは異なり、本居宣長『古事記伝』が夙に指摘しているように、天皇代という大枠を持ちつつも、その天皇代において起こった出来事や事柄を、必ずしも時系列順に叙述してはいない。つまり、『古事記』は天皇代ごとに事跡をまとめて叙述する叙述形式を採るのだが、そのようにして語られた〈古〉の事跡に対し、氏祖注が「今」の立場から解説を施すことによって、『古事記』は〈古〉—「今」という構造のもとに成り立つのであり、そのような構造への視点を持つことが、『古事記』のテキスト理解のために必要であることを、本章では明らかにする。

第2章「〈古〉から「今」にあり続ける国造・県主——国造・県主関連記事の分析を通して——」では、国造・県主関連記事の分析を通じて、第1章で析出した〈古〉—「今」という構造を成り立たせるものとして、国造・県主関連記事を捉えねばならないことを論じる。『古事記』における国造・県主関連記事は、一部の例外を除いて、氏祖注などの「今」からの解説記事に偏在するのであり、従来の歴史学がそうであったように、『古事記』や『日本書紀』の国造・県主関連記事を史料批判の名のもとに取捨選択し、「国造制」「県主制」なるものを再構成するのではなく、『古事記』というテキストの構造という観点から、これらの記事は解かれねばならない。なお、本章においては、『古事記』と対比させる形で『日本書紀』における国造・県主関連記事の分析も行い、前者が律令制とは直接つながらない〈古〉の世界を語るのに対し、後者は「大化改新」を転換点とし、律令制につながるものとしての国造・県主を叙述しており、両者を同列に論じることはできないということも確認する。

第3章『先代旧事本紀』『国造本紀』における虚構の構築では、『先代旧事本紀』がどのような構造を有するものであるかということ論じる。『先代旧事本紀』が『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』などを取りあわせるかたちで成った偽書であることは、近世以降の研究の蓄積により明らかとされ、鎌田純一『先代舊事本紀の研究 校本の部』（吉川弘文館、1960年3月）が上梓されるに至って、それが校本のかたちで明確に示されることとなった。ただ、そうした中でも、『先代旧事本紀』巻第10「国造本紀」については、独自本文を含むことから、国造研究において、従来その史料的価値が議論されてきた。しかしながら、「国造本紀」はあくまで『先代旧事本紀』の一部として存在するものであり、『先代旧事本紀』全体の中に置いて——つまり、一つのテキストとして——捉えられねばならないものである。本章では、「国造本紀」が内部矛盾を孕みつつも、天皇の世界支配のありようを、一覧化というかたちで可視化しようとしたものであることを論じる。そのような『先代旧事本紀』が持つ構造と『古事記』の構造とを対置し、後者への理解をより確かなものとするのが本章の目的であり、本章は第1章及び第2章に対する補論としての意味を持つものである。また、先述したように、従来は主として史料的価値という観点から論じられてきた「国造本紀」について、作品論的立場から、『先代旧事本紀』の一部分として総体的に理解するための基礎作業としての意味も有する。

第4章以降は、『古事記』における制度的記事を具体的に分析する。序論から第3章までが『古事記』の構造を捉える目的で論じられるものであるのに対し、本章以降は、『古事記』における〈古〉の世界の制度を各論的に分析・考察するものである。第4章「「みやけ」——『古事記』における制度として——」では、『古事記』における「みやけ」関連記事を取り挙げ、それが『古事記』における〈古〉の世界の制度として叙述されていることを論じる。『古事記』における「みやけ」関連記事は全5例しかなく、散発的に叙述されているに過ぎず、これらから『古事記』における「みやけ」の具体的様相を見て取ることはできない。そうした用例状況の中で、安康天皇条に見える「五処之屯宅」に対する注記に、「所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也（所謂る五村の屯宅は、今の葛城の五村の苑人ぞ）」とある点に着目し、『古事記』の「みやけ」が「今」の「苑人」に対置される形で叙述されており、その「苑人」は律令の規定に見られないものであることから、『古事記』の「みやけ」が、律令制とは直接つながらないものとして叙述されていることを論証する。

第5章「氏族とはかかわらない『古事記』の大臣^{おほおみ}」では、『古事記』における大臣、その中でも特に履中天皇条の用例を分析することを通して、『日本書紀』が、大臣を律令制に連なる制度として叙述しているのに対し、『古事記』の大臣は、氏族とはかかわりなく任命され得るものとして、推古朝まであり続けたものとして叙述されていることを論じる。

第6章「天皇に従うものたちが作る〈古〉の世界——百官関連記事を中心に——」では、『古事記』の「百官」関連記事を分析し、『古事記』においてはそれらの内部序列は一切叙述されず、彼らが一律に天皇に仕えることによって、『古事記』の天皇の世界は成り立っていることを明らかにする。このような世界のありようは、位階や官位が厳密に定められていた現実の律令制とは大きく異なるものであるが、本章においては、それが現実においても意味を持つものであったということを、『続日本紀』巻第30、宝亀元年3月辛卯条を取り挙げつつ論じる。

第6章までの各章の考察を踏まえ、「おわりに」では、『古事記』が〈古〉—「今」という構造を持つことの意味が、律令制という外部からもたらされたものに強く規定されつつあった8世紀にあって、律令制に直接つながらない〈古〉の世界があり得たことを標榜するという、8世紀当時におけるアイデンティティー獲得の手段であったのだということを、本文と注記に加え、序文を含んだ総体として『古事記』を把握することを通して考察する。